◎新潟県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年７月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

１　解除予定保安林の所在場所

新潟県糸魚川市大字越字滝沢190の31

２　保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

３　解除の理由

道路用地とするため